



柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

Yanagisawa Accounting Firm

TEL : 0266-72-5060 FAX : 0266-72-5063

源泉所得税の納期特例分の納期

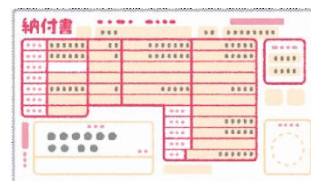
給与・報酬等に係る源泉所得税について、納期特例制度を適用している事業所の本年1～6月支払分に係る源泉所得税の納期限は下の通りです。

納期限：7月11日(月)

源泉所得税は納付が1日でも遅れると不納付加算税(注1)や延滞税(注2)が課せられる場合がありますのでご注意ください。

(注1)税務署からの指摘により納付を行う場合：10％（自主的に納付した場合：5％）

(注2)納期限の翌日から2月を経過する日まで：2.4％ 納期限の翌日から2月を経過した日以後：8.7％



長野県事業税の減税制度

長野県では、県内における中小法人の設立、障がい者の新規雇用等を応援する減税制度があります。自社で利用可能な制度がありましたらお知らせ下さい。

制度	内容	主な要件	金額
障がい者の雇用に取り組む事業者に対する減税	新たに障がい者を雇用した事業者	・常時雇用する労働者の数が100人以下 ・雇用保険の適用事業所 ・社会保険加入事業者 ・障害者の雇用の状況について報告義務のある場合は法定雇用率を達成している ・申請事業年度間に事業主都合による解雇をしていない ・障がい者雇用ははじめの一步応援助成金を受けていない	通常の税率に10分の1を乗じた率で税額を算定 (上限：雇用障がい者数に応じて、1人以下50万、1人超2人以下75万、2人超100万円)
消防団活動協力事業所等応援減税	消防団活動に積極的に協力する事業者	・県内所在のすべての事業所等が「消防団協力事業所表示制度」に基づく消防団協力事業所に認定 ・県内の事業所等において消防団員が下記の人数以上 資本金3,000万円以下の法人又は個人事業主：2人 資本金3,000万円超1億円以下の法人：3人 資本金1億円超の法人：5人 ・就業規則等に消防団活動を行うことにより、昇進、賃金、労働時間その他の処遇面での扱いが不利にならないことを記載 ・雇用保険の適用事業の事業者 ・青色申告書を提出	税額の2分の1 (上限10万円)
創業応援減税	創業等を行う個人及び法人等	・中小法人を創業又は新規開業し社会保険に加入 ＜創業＞ 事業を営んでいない個人又は個人事業開始日から5年を経過していない個人が新たに長野県内に中小法人を設立 ＜新規開業＞ (1)県内に事務所又は事業所を有しない法人が県内に中小法人を設立 (2)県内に事務所又は事業所を有しない中小法人が県内に本社移転 (3)県内に事務所又は事業所を有しないで事業を行う個人が県内に中小法人を設立し、県内居住の雇用保険の一般被保険者を1名以上雇用	創業から3年間：全額 4年目：課税額の2/3 5年目：課税額の1/3

—令和4年度税制改正（資産課税）—

■ 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税

➤ 概 要

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税とは、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得または増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となる制度です。



➤ 税制改正内容（令和4年1月1日以降の贈与）

- (1) 適用期限（令和3年12月31日）を令和5年12月31日まで2年延長
- (2) 非課税限度額を次に定める金額へ変更

	改正前	改正後
耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,500万円	1,000万円
上記以外の住宅用住宅	1,000万円	500万円

- (3) 既存住宅用家屋の要件の変更
 - ・ 築年数要件の廃止
 - ・ 対象となる住宅用家屋は、新耐震基準に適合していることが必要。
（登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなされます。）
- (4) 受贈者の年齢要件を18歳以上に引き下げる。（令和4年4月1日以後の贈与より）

➤ その他の要件

① 所得要件

贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下（新築等をする住宅用の家屋の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は、1,000万円以下）

② 住宅用家屋の取得先要件

自己の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋の取得をしたものではないこと、またはこれらの方との請負契約等により新築もしくは増改築等をしたものではないこと。

③ 新築等に係る期限の要件

贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築等を行うこと。

④ 申告要件

贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、非課税の特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書を納税地の所轄税務署に提出すること。

※上記以外にも適用要件がありますので、適用をご検討の際は、すべての要件を満たしたうえで非課税の特例の適用を受ける必要があります。

（坂本憲彦）

税金・会計 Q&A

Q 役員報酬は、毎月定額じゃないとだめなの？

法人税の計算上、役員報酬は、厳しく定義されています。基本的には、毎月定額でないと、法人税の計算上、費用（損金）になりません。

1. 役員報酬で費用として認められるもの

法人税法で役員報酬が費用（損金）になるものは、次の3つに限定されています。

①定期同額給与→毎月定額で支給されるもの。

支給時期が1ヶ月以内の定期で、事業年度内の支給額が毎回同額である役員給与。

②事前確定届出給与

所定の時期に確定額を支給する定めがある給与で、その内容を事前に所轄税務署長宛に届け出た役員給与。→事前届出が必要。（下記「役員にも賞与が支給できる？」を参照してください。）

③利益連動給与

同族会社以外の法人が業務を執行する役員に対して支給する利益に関する指標を基礎として算定される給与で、算定方法が客観的なものであることなど、いくつかの条件を満たしている役員給与。

→同族会社は適用できないため、中小企業で適用できる企業は少ない。

2. 役員報酬を定額に支給しないとどうなる？

事業年度内で月毎に役員報酬の金額を変えたり、利益が出ているからと言って、期末月に多額の役員報酬を支給すると、個人で所得税を徴収されて、さらに法人税の計算上も費用にならなくなります。（懲戒による一時的な減額など、例外もあります。）

※上記の「事前確定届出給与」及び「利益連動給与」を除きます。



Q 役員の賞与も費用にできるの？

上記の「事前確定届出給与」を利用すれば、定額報酬以外に従業員の賞与と同じ時期に役員給与を支給し、法人税の計算上、費用（損金）とすることができます。

1. 事前に届け出ることが必要

＜事前確定届出給与の要件＞

いつ、誰に、いくら支払うか、所轄税務署長にその役員給与を支給する決議をした株主総会等の日から1か月を経過する日または、その会計期間開始の日から4か月を経過する日のいずれか早い日までに届け出ることが必要です。

つまり、事業年度の最初に「いつ・誰に・いくら支払うか？」決定する必要があるため、実質は、年俸をどのように分けて支給(受給)するか？ということになります。

2. 事前に届け出た内容と違う支給をするとどうなる？

事前確定届出給与は、「いつ」、「誰に」、「いくら支払うか？」を事前に届け出て、その届出通りに支給することで法人税の計算上、費用（損金）として認められます。そのため、どれか一つの要件が満たされないだけで、法人税の計算上、費用（損金）とならなくなります。要件を満たさない場合は、個人で所得税を徴収され、さらに法人税の計算上も費用（損金）にならなくなります。**この制度を適用する際は、十分ご注意ください。**



経営改善計画策定支援事業

経営改善計画策定支援事業は、自社で経営改善計画を策定することが困難な事業者が外部専門家（認定経営革新等支援機関）の支援により経営改善計画策定の支援及びモニタリングを受ける事業をいい、その費用の一部を国が補助する制度です。経営改善計画策定支援事業には下の2つの方法があります。

早期経営改善計画策定支援（ポストコロナ持続的発展計画事業）

国が認定した専門家の支援を受け、資金計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランなどの経営改善計画を策定する支援事業で、外部専門家に対する支払費用の3分の2を国が補助します。2022年4月1日以降の利用申請より、伴走支援費用の補助の追加、経営者保証解除枠が設定されました。

経営改善計画策定支援（405事業）

国が認定した専門家の支援を受け、金融支援を伴う本格的な経営改善計画を策定する支援事業で、外部専門家に対する支払費用の3分の2を国が補助します。2022年4月1日以降の利用申請より、伴走支援費用の補助の追加、中小企業の事業再生等に関するガイドライン枠が設定されました。

	早期経営改善計画策定支援 (通称:ポストコロナ持続的発展計画事業)	経営改善計画策定支援 (通称:405事業)
計画書の内容	ビジネスモデル俯瞰図	ビジネスモデル俯瞰図
	—	会社概要表
	資金実績・計画表又は資金予定表	資金実績・計画表
	計画損益計算書(PL)	計画財務3表(PL、BS、CF)
	アクションプラン	アクションプラン
	計画期間は1年～5年で任意	計画期間は5年程度
金融支援	必須ではありません	リスクや新規融資など金融支援を伴うもの
同意確認	メイン金融機関へ計画を提出	すべての取引金融機関へ計画を提出
	メイン金融機関から受取書を取得	すべての取引金融機関から同意書を取得
モニタリング	1～12カ月ごとに1年間 ※決算期以外は任意	1～12カ月ごとに3年間
経営者保証解除	必須ではありません	必須ではありません

当事務所は認定経営革新等支援機関の登録機関です。お気軽にご相談ください。

(北原隆幸)

職員コラム

～ 柳澤会計に入社して ～

向山 武蔵

初めまして。4月から入社いたしました向山武蔵と申します。これからよろしくお願いします。

社会人になり2ヶ月が経ちました。初めてのことばかりで覚えることが沢山ありますが、充実した日々を過ごすことができています。

2ヶ月の中で失敗をすることが何度かありました。その失敗の中に、確認をしっかりとしていれば防げた失敗がありました。仕事をしていく中で、忙しくなった時ほど失敗しやすくなるので、今後は確認することなど最低限出来ることをしっかりと習慣化し身に着けていきたいと思います。また、試行錯誤をし、次につながる失敗、経験をしていきたいと思っています。他にも社会人としてのビジネスマナーなど当たり前のことが当たり前にできるように、日頃から意識して励んでいきたいと思っています。

まだまだ未熟で至らないことばかりですが、1日1日を大切に精一杯頑張ります。皆様のご指導のほど、よろしくお願い致します。

